

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業を取り巻く経営環境が変化するなかで持続的で健全な事業活動を営むため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が重要な経営課題の一つであるという認識のもと、経営における迅速な意思決定と透明性の確保、コンプライアンスの徹底に向けた経営監視機能の強化を基本方針としております。また、株主をはじめ、お客さま、地域社会などのステークホルダーからの信頼と期待に応えることが企業価値の最大化に繋がり、ひいてはステークホルダーの利益を実現するものと考えております。

これらは、「業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議」および東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードを踏まえたものであり、今後とも取組みを継続し、コーポレート・ガバナンスの実効性確保に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2(4)】

あらゆる株主に対して持分に応じて平等に扱い、株主の構成や分布などを総合的に勘案して株主が適切に議決権を行使できる環境の整備に努めてまいります。

【補充原則3-1(2)】

招集通知や決算資料などの英語での開示・提供について、当社における海外投資家の比率や対話活動で把握したニーズを踏まえて検討を行い、作成の可否を判断してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

発行会社との事業上の関係の強化および維持を図る目的などを総合的に勘案し、中長期的視点で当社企業価値の持続的な向上に資すると思われる株式を保有しております。

政策保有株式の継続保有や買増し・売却の可否は、投資額および業績への貢献度について当社企業価値の向上に必要なかどうか等の検証を行い、総合的に判断することとしております。

また、議決権行使については、その議案が当社の保有方針に適合するかどうか等の観点から、総合的に行使の判断を行っております。なお、個々の株式に応じて定性的かつ総合的な判断が必要なため、現時点では統一の基準を設けておりません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、役員との自己取引、利益相反取引および競業取引について、取締役会での承認・報告を要することを取締役会に関する社内規則に定めております。加えて、主要株主等の関連当事者との取引についても、社内規則等に則り、適宜取締役会に付議・報告することとしております。

また、関連当事者との取引は、法令基準に基づき、重要な取引を確認の上、該当があれば、事業報告および有価証券報告書にて開示しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i)当社は、お客さまの期待に対し真摯に向き合い、常に最高の技術と品質で応えることが会社発展の基礎との経営理念のもと、経営方針やアクションプランを策定し、当社ホームページ等で公表しております。

「経営理念」

<http://www.rikudenko.co.jp/020501.html>

「アクションプラン」

<http://www.rikudenko.co.jp/020601.html>

(ii)本報告書の「1.1 基本的な考え方」に記載しておりますのでご参照ください。

(iii)本報告書の「2.1 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】」に記載しておりますのでご参照ください。

(iv)取締役および監査役については、業務経歴を踏まえ、人格・見識・能力に優れた人物を指名しております。

また、社外取締役および社外監査役については、幅広い知識・経験を有しており、その豊富な経験や見識を活かし、当社経営に関し客観的立場から監視・指導・助言いただける人物を指名しております。

さらに、取締役および監査役候補者については、社外取締役および社外監査役も出席する取締役会において、十分な審議を行い決定しております。

(v)取締役および監査役の選任・指名については、「株主総会招集ご通知」に個人別の経歴を示しております。

社外取締役および社外監査役については、個々の選任理由について「株主総会招集ご通知」に記載しております。

【補充原則4-1(1)】

取締役会は、法令および定款に定められた事項、経営上重要な事項等(株主総会付議事項、予算および決算、重要な事業計画等)について決定しております。

なお、上記重要な事項以外は組織規程の職務権限表により経営陣に適切に委任しております。

- 【原則4－8 独立社外取締役の有効な活用】
当社は、独立性の要件を満たす独立社外取締役を2名選任しております。
- 【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】
当社は、社外取締役および社外監査役の独立性について、以下に該当する場合に独立性があると判断し、社外取締役および社外監査役の候補者として選定しております。
- ・東京証券取引所が定める独立性の基準を満たしていること。
 - ・豊富な経験や見識に基づき、当社経営に関し客観的な立場から監視・指導・助言をいただける方であること。
- 【補充原則4－11(1)】
定款に定められた取締役の員数13名以内において、専門分野や経歴の異なる取締役と独立社外取締役の選任により、多様性と適正規模を確保しつつ、取締役会全体として知識・経験・能力をバランスよく備えた構成となるよう努めております。
- 【補充原則4－11(2)】
当社の社外監査役2名のうち1名は、他の上場会社の役員を兼任しております。兼任社数は合理的な範囲であり、当社の監督や監査業務を適切に果たすことができると考えております。なお、取締役および監査役の重要な兼職状況については、毎年、「株主総会招集ご通知」に記載しております。
- 【補充原則4－11(3)】
当社は、取締役会に付議する議案について、常務会での事前審議、社外取締役への丁寧な説明を行ったうえで、取締役会です承・決議しております。また、取締役会の運営等に関し分析・評価を行ったうえで、毎年度末に取締役会に報告するとともに、必要に応じて付議基準の改正等、取締役会運営の見直しを行っており、実効性は十分確保されていると考えます。
さらに、平成27年度から、取締役会の運営について、社外を含む役員に対するアンケートを実施し意見を聴取する等、取締役会の実効性確認の充実を図っております。
- 【補充原則4－14(2)】
当社は、取締役および監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニングの機会を提供しております。社内各所から情報提供等を行い、必要に応じて外部機関の研修・セミナー等に参加するなど、必要な知識・情報の取得に努めております。
- 【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主および投資家との建設的な対話を推進しております。
- (i)IRを総括する取締役の指定
当社は、経理担当役員がIRを管掌しております。
- (ii)IRに関する体制
当社は、IRに関する担当部署として総合企画部企画広報課および管理部経理課を設置しております。また、IRに関する担当部署が、必要に応じ、社内各所と密接に連携を図っております。
- (iii)対話方法
決算説明会や株主訪問などの対話活動により、社長および経理担当役員が適切にIRを実施しております。さらに、当社ホームページのIR専用ページにおける積極的な情報提供を実施しております。
- (iv)経営陣へのフィードバック
対話活動の結果は必要に応じて経営陣に報告し、適切に対応しております。
- (v)インサイダー情報の管理
社内規程「インサイダー取引防止および会社情報の開示に関する規程」により重要情報の管理および開示に係る体制を定めており、株主および投資家との対話に当たっても適切に対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
北陸電力株式会社	11,687,759	46.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,148,600	4.60
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	819,900	3.28
北陸電気工事従業員持株会	558,146	2.24
株式会社北陸銀行	368,801	1.48
株式会社北陸電機商会	235,000	0.94
三井住友信託銀行株式会社	202,000	0.81
日本生命保険相互会社	168,201	0.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	156,400	0.63
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	124,300	0.50

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	北陸電力株式会社（上場:東京）（コード）9505

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、親会社である北陸電力株式会社から配電設備等の電力供給設備に係わる電気工事を請負施工しており、当社においては同社および同社グループは重要な取引先であります。

同社との取引については、市場価格等を勘案し価格交渉のうえ決定するなど、取引条件およびその他の決定については他の取引先と同様の方法によって決定しており、少数株主に不利益を与えることがないよう、公正かつ適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、北陸電力株式会社を中心とした北陸電力グループに属しており、同社の連結子会社であります。当社は、同社と緊密な協力関係にあるものの、同社グループ外からの受注拡大により、自己責任のもと自主的な経営判断による自立的な運営を行っており、上場会社としての経営の独立性を確保しております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木 正道	他の会社の出身者								△			
渡辺 伸子	弁護士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 正道	○	——	金融機関および会社の経営者としての経験を有しており、その豊富な経験と幅広い見識を活かして、客観的な立場で当社経営の適正な運営について助言や指導をいただくため。 加えて、東京証券取引所が定める独立性の基準を満たしており、一般株主との利益相反もないと考えられることから、独立役員として指定いたします。
渡辺 伸子	○	——	弁護士として会社法務に関する知識と経験を有しており、法律の専門家としての高い見識を活かして、客観的な立場で当社経営の適正な運営について助言や指導をいただくため。 加えて、東京証券取引所が定める独立性の基準を満たしており、一般株主との利益相反もないと考えられることから、独立役員として指定いたします。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人から監査計画の提出を求め、また、定期的に会合を開催し、監査の状況や結果について詳細な報告を受け、その際、意見の交換を行っております。
また、受取手形・有価証券の実査に立会うなど会計監査人と十分連携しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
宮本 雅憲	他の会社の出身者													○
森田 由樹子	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮本 雅憲	○	――	金融機関の執行役員および会社の経営者としての経験を有しており、その豊富な経験と幅広い見識から、社外の立場で当社の取締役の業務執行等の適法性について客観的・中立的な監査をしていただくため。 加えて、東京証券取引所が定める独立性の基準を満たしており、一般株主との利益相反もないと考えられることから、独立役員として指定いたします。
森田 由樹子	○	――	新聞社の経済記者および会社の経営者としての経験を有しており、その豊富な経験と幅広い見識から、社外の立場で当社の取締役の業

			務執行等の適法性について客観的・中立的な監査をしていただくため。 加えて、東京証券取引所が定める独立性の基準を満たしており、一般株主との利益相反もないと考えられることから、独立役員として指定いたします。
--	--	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

＜独立性判断基準＞
当社は、社外取締役および社外監査役の独立性について、以下に該当する場合に独立性があると判断し、社外取締役および社外監査役の候補者として選定しております。

- ・東京証券取引所が定める独立性の基準を満たしていること。
- ・豊富な経験や見識に基づき、当社経営に関し客観的な立場から監視・指導・助言をいただける方であること。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等については、総合的観点から決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の基本報酬は、社外取締役2名と代表取締役社長の3名により報酬についての意見交換を行い、その内容に基づき、第73回定時株主総会(昭和62年6月26日開催)でご承認いただいた月額20万円の範囲内で、取締役会において決定しております。
また、監査役の基本報酬は、第73回定時株主総会でご承認いただいた月額4万円の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役をサポートする部門を管理部と定め、取締役会の開催日の調整および開催通知の送付、関係資料の配付を行っております。
監査役の業務を補佐する監査役室を設置しており、社外監査役を含めた監査役に関する業務全般をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

＜業務執行、監査・監督機能＞

当社の取締役会は、原則として月1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、会社の業務執行の決議や取締役の職務執行を監督しております。また、週1回開催する常務会において、会社経営に関する基本事項および社長の業務執行を補佐するため、重要な個別業務の執行に関する事項を協議しております。その他では、社長と常務取締役および関係部門長を加えた構成で行う部門長会議を半期に1回開催し、業務執行の方針の検討および執行状況の把握を行うほか、情報の共有化による経営層の意思統一を図っております。

当社は監査役制度を採用しており、監査役は取締役会をはじめ常務会等の重要な会議に出席するとともに、取締役等から事業報告の聴取、重要な決裁書等の閲覧、本店および主要事業所の業務および財産の状況の調査、子会社の調査等により取締役の職務執行を監査しており、それを補佐するため、監査役室を設置しております。また、監査役会は、内部統制の状況の検証・評価を行う業務監査部や、会計監査人と緊密に連携して監査を実施するとともに、定期的に情報交換を行うなど、機能の相互補完を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、経営監視機能の客観性・中立性を確保する観点から、社外取締役2名および社外監査役2名を選任しております。

社外取締役および社外監査役は、取締役会等に出席し、その豊富な経験や見識を活かし、当社経営に関し客観的な立場から監視・指導・助言をするとともに、内部監査、監査役監査、会計監査の実施状況及び内部統制システムの運用状況について報告を受け、中立的な視点から意見を表明していただけるものと考えております。

以上の体制から、経営監視機能の客観性・中立性は十分に確保されているものと判断しており、現体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限の2週間前より、さらに1週間程度早く発送しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、代表取締役による決算情報等の説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	個人投資家については総合企画部企画広報課が、機関投資家については管理部経理課が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSRの推進を経営課題のひとつと位置付け、「北陸電工CSR行動計画」を策定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

＜内部統制システムの基本方針＞

当社は、総合設備業者として、お客さまと地域社会の発展に貢献することを目指しており、技術力とサービスの向上に努めることはもとより、コンプライアンスの徹底のもと、効率的かつ公正・透明な事業活動を推進するため、業務の適正を確保するための体制の構築および維持・改善に努めております。

1. 取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、企業活動における法令等の遵守を明示した「行動規範」を定め、これを率先して実践するとともに、従業員がこれを遵守するように適切に指導・監督を行う。
- (2) 取締役会は、原則として月1回、また必要に応じて開催し、法令および定款に従い重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から職務執行の状況について報告を受け、取締役の職務執行を監督する。また、社外取締役を交え、多様な視点を踏まえた意思決定および監督を行う。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役は、取締役会議事録をはじめ、決裁文書等、取締役の職務執行に関する情報について、保存期間等の管理方法および情報セキュリティ対策を明示した社内規則を定め、適切に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役は、経営に重大な影響を及ぼす、または及ぼす恐れのある様々な危機に対し、これに迅速かつ的確に対応するため、「危機管理規程」等の社内規則を定め万全を期する。
- (2) 取締役は、不確実性に伴う経営リスクについて、適宜把握・評価のうえ、取締役会にて毎年度策定する経営方針や総合予算時の諸計画に反映するとともに、必要に応じて、組織の整備や委員会等を設置し、適切に対応する。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会への付議事項を含む重要事項については、常務会および連絡会議において適宜審議する等、効率的な業務運営に努める。
- (2) 取締役は、指揮命令系統および各職位の責任・権限ならびに業務手続きを社内規則において明確化するとともに、情報システムの活用により、迅速かつ適切な意思決定および効率的な職務執行を図る。

5. 従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を中心として、「行動規範」の周知徹底を図る等、コンプライアンスの全社的活動を推進する。また、法令違反、社内規則違反等に関する内部通報制度の適切な運用を図る。また、反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては、全社を挙げて毅然として対応する。
- (2) 取締役は財務報告の信頼性を確保するための体制・仕組みを社内規則に定め、適切な運用を図る。
- (3) 業務執行部門から独立した業務監査部を配置し、法令等遵守の状況、職務執行の状況を把握し、その改善を図る。

6. 当社ならびに親会社および子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 親会社に対する体制
(ア) 取締役は、親会社である北陸電力株式会社が定める北陸電力グループの経営方針および運営に関する規範に基づき、北陸電力グループの一員としてグループ各社との緊密な連携のもと、業務を執行する。
- (2) 子会社に対する体制
(ア) 取締役は、子会社に対し北陸電工グループの経営方針および運営に関する規範の浸透に努めるとともに、子会社の経営上の重要事項について事前協議を行うほか、各種連絡会を通じ相互の緊密な連携を図る。
(イ) 子会社は、当社に準じて法令遵守をはじめとする業務の適正を確保する体制・仕組みの整備に努め、適切な運営を図る。

7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の職務を補助する専任組織として監査役室を置き、必要な人員を配置するとともに、その人事評価および人事異動については監査役と事前協議を行う。
- (2) 取締役および従業員は、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した時は、直ちに監査役会または監査役に報告する。また、取締役および従業員は、職務執行の状況等について、監査役が報告を求めた場合は、これに応じる。
- (3) 取締役は、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう、適切に対応する。
- (4) 取締役は、監査役の常務会等の重要会議への出席および決裁文書の閲覧のほか、適切な予算の配分等、監査役が必要に応じ調査できる環境を整備する。
- (5) 取締役は、監査役との定期的な意見交換を通じて相互認識を深めるとともに、業務監査部は、監査役およびそのスタッフと緊密に連携し、監査役監査が効果的に行われるよう努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の中で記載したとおり、反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては、全社を挙げて毅然として対応することとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜適時開示体制の概要＞

当社における経営上重要な事項や経理の状況ほか業務執行状況については、社内規則に基づき、取締役会や常務会に適切に付議し、株主や投資家の皆さまの投資判断に係る重要な情報を迅速かつ正確に開示することとしております。

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

・当社の重要情報に係る業務を所管する本店各部門の長または支店長を、当該情報に係る「情報管理責任者」としております。また、当社の子会社に係る重要情報についての「情報管理責任者」は、企画担当部長としております。

・当社の重要情報の適時開示に関する「情報取扱責任者」は、経理担当部長としております。

・「情報管理責任者」は、当社の重要情報または重要情報に該当する可能性のある情報を得たときは、「情報取扱責任者」に当該情報の内容を速やかに連絡することとしております。

・当社の重要情報の公表は、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に従い、速やかに公表するものとしております。その時期については、「情報取扱責任者」および「情報管理責任者」が関係役員と協議して決定しております。

なお、インサイダー取引については、「インサイダー取引防止および会社情報開示に関する規程」を制定し、情報の管理および株式等の売買等に関し必要な事項を定め、その防止を図っております。

■ コーポレート・ガバナンス体制模式図

